

〔平成二十四年六月二十日
参議院内閣委員会〕

内閣府設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務を推進するに当たっては、宇宙基本法第二条に規定する宇宙の平和的利用に関する基本理念から逸脱することのないようにすること。
- 二、内閣府に兼職の副大臣又は大臣政務官を置くに当たっては、権限と責任を明確にするとともに、他省の業務と内閣府の業務が連携して円滑に遂行されるようその方針の下に、万全を期すこと。
- 三、厳しい財政状況の中で、毎年多額の予算を投じている衛星関係を含む宇宙関係予算については、より多くの国民の理解が得られるよう、その成果等の情報公開に一層努めること。

右決議する。